

令和2年2月21日  
日野市新型コロナウイルス感染症  
対策本部本部長 大坪 冬彦

## 市及び関係団体が実施するイベント等に関する取扱いについて(方針)

新型コロナウイルスによる感染症が、市中感染の段階に拡大していることから、国(厚生労働省)は、2月18日及び2月20日「国民の皆様へのメッセージ」として、日野市の対策本部が発出した令和2年2月18日「新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」と同趣旨のコメントを情報発信し、それ以上の情報発信がない状況である。

このため、本対策本部では、改めて市及び関係団体が実施するイベント等に関する取扱いについて、取扱い方針を下記のとおり定める。

### 記

(考慮すべき状況)

1. イベント等は、市及び関係団体が開催するイベント、行事、会議、事業とし、多くの不特定な人が集まる。
2. イベント等の対象者は、高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦が含まれる。
3. イベント等の会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定される。
4. イベント等に、医療に従事する人や消防職員など市民の救命救急にかかわる人が参加者となっている
5. イベント等の開催に合わせて、会場の入り口にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況である。

上記の状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染力や潜伏期間内の感染、治療法(薬)など不明確な部分もある。

また、現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の考慮すべき状況に該当する場合は、対策本部として市民の不安、安全を確保することを第一に考え、市及び関係団体が実施するイベント等は、当面、令和2年3月31日までの期間、原則中止もしくは延期する。

なお、上記考慮すべき状況に該当しない場合でも、予防対策に万全を期すこととする。